

# 7章

## 協働による景観形成の方針

1

行政による景観形成の推進

2

市民・事業者による景観形成の促進・支援

3

景観形成に向けた計画づくり

# 1 行政による景観形成の推進

松戸らしさと愛着の感じられる良好な景観を実現していくためには、幅広い市民の参加と多くの人の行動が必要です。

そこで行政による取組の推進、景観意識の啓発、情報や活動の交流、市民活動への支援などにより、身近な場所から気軽に景観づくりに参加できる環境を形成します。

また、地域の景観形成を促進するため、市民・事業者・行政の協働による取組みを展開します。

## (1) 行政内の体制の確立(景観審議会、景観アドバイザーなど)

良好な景観の形成に関する重要事項について調査や審議を行うため、景観審議会を設置します。また、景観施策の実施に当たり、必要な情報を収集し専門の見地からの助言を聴くため、専門家による景観アドバイザー等の仕組みを設けます。さらに都市計画との調整を図るため、都市計画審議会と連携します。なお、公共施設整備や開発事業などにあわせ、効果的な景観づくりを行うため、行政内部の調整を行います。

## (2) 公共施設整備での先導的な景観づくり

建築物はもちろん、道路・公園・河川などの公共施設は、地域・地区の景観づくりを先導する役割をもっています。そこでこれらの整備にあたっては、専門家への意見聴取や、プロポーザルコンペの開催など、施設の規模や性格に応じて、適切なプロセスによる計画の検討を行います。

## (3) 景観に対する意識啓発、情報提供

景観に関する共通の価値観の醸成や、意識向上などを図るため、フォーラム、講演会、セミナーの開催、パンフレット、ホームページによる景観関連情報の提供など、継続的な啓発活動を実施します。

## (4) 表彰制度による活動の促進

魅力ある景観の形成に貢献する市民・NPO・事業者等の活動や、建築物、工作物などを表彰します。表彰などにより、市民活動の交流が進み、効果的な活動が展開されることが期待されます。

## (5) 国・県・隣接する都区市等の関係機関との連携

広域的な協議・調整が必要な課題については、国、県、その他関係機関との連携を図り、効率的に魅力ある都市景観の形成に取り組みます。

## (6) 景観計画の拡充

景観計画は、その実施、到達状況の把握と評価を行い、また、地域の取組みの状況に応じ順次、計画の追加を行うとともに、社会情勢の変化や市民ニーズに応じて成長させていきます。

## 2

# 市民・事業者による景観形成の促進・支援

### (1) 市民・事業者の景観づくりへの参加の促進

景観づくりには、多くの市民・事業者の参加と行動が必要です。身近なまちに関心を持つ人が、できることから気軽に景観づくりに取り組めるように、出会いと交流、参加と連携ができる環境を整えます。

### (2) 身近な景観づくりの支援

景観に対する意識が定着すると、身近なところから、まちを意識した取組みが始まります。景観づくりの活動が促進されるよう、地域の景観資源や市民の活動などの情報を提供し、取組みの交流や組織づくりなどを支援します。

### (3) 景観づくり活動の支援

市民の参加が進むと、仲間同士の景観づくり活動が始まります。市民や市民活動団体が主体的に行う景観の啓発、まち歩きイベント、景観ルールづくりなどの様々な活動は景観形成に重要な役割をもっており、その交流を進め、景観形成を進める組織のネットワークづくりを支援します。

### (4) 景観形成に向けた計画づくりの支援

景観基本計画に示され、地域の景観づくりを行う上で重要な役割を担う景観拠点、景観ベルト、眺望ポイントや、関係住民が主体となり良好な景観形成を進めるための条件が整った地区では、景観形成に向けた計画づくりに対し、必要な支援を行います。

### (5) 景観協議会

景観づくりに取り組む地区住民・事業者や公共施設の管理者等が、連携して良好な景観形成を進めていくための組織として、必要に応じて景観協議会を設置します。景観協議会では、関係する住民等との協議・調整を図りながら、景観づくり活動を進めていきます。

### (6) 景観整備機構

景観重要建造物・樹木の管理や、住民の合意形成に向けたコーディネートなど、民間団体などの自発的景観形成を促進するため、景観形成に関わるNPO法人や公益法人をその主体として位置付ける景観整備機構の制度を活用します。

### (7) 景観協定

地域の特性を生かした景観づくりの実現に向けて、建物の形態意匠や色彩、緑化等の基準について景観法に基づく地域独自のルールを定める景観協定制度の活用を支援します。特に、開発行為等によりまとまった土地利用を図る場合は、積極的な活用が重要です。

# 3

## 景観形成に向けた計画づくり

### (1) 景観形成を進める拠点地区などについて

景観基本計画では、独自の景観特性を活かした景観形成が期待される地域を景観拠点として示しています。また、これらの地区以外でも、市民が主体となって景観形成のテーマを持ったまちづくりを進める地区などで、良好な景観の形成を進めるためには、地区特性を活かし、さらに魅力を高めていく必要があります。

表 景観拠点

種別	名称
商業地景観拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>●松戸駅周辺</li><li>●新松戸駅周辺</li><li>●八柱駅周辺</li><li>●東松戸駅周辺</li></ul>
みどりの交流景観拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>●矢切農地一帯</li><li>●旭町農地一帯</li><li>●21世紀の森と広場</li></ul>
歴史的景観拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>●旧松戸宿周辺</li><li>●旧小金宿周辺</li><li>●馬橋駅周辺</li></ul>
住宅地景観拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>●小金原団地一帯</li><li>●常盤平団地一帯</li></ul>

表 景観拠点以外の対象地区

その他、景観形成を推進する地区の候補
<ul style="list-style-type: none"><li>●良好な景観形成が期待できる地区</li><li>●地元住民等の景観形成に対する意思、意向が認められる地区</li></ul>

## (2) 地区の計画づくりを進める組織について

景観拠点に限らずそれぞれの地区で、その特性を活かした景観形成を進めるためには、地元の主体的な景観づくりの取り組みが必要です。

一定のまとまりのある地区で、景観特性を活かした計画づくりに取り組む意向がまとまってきた組織を「景観形成推進協議会」に認定します。

市は、景観形成推進協議会に対し、地区の景観形成の方針や基準の検討を行うために必要となる支援を行います。

### 景観形成推進協議会

- 地区の関係住民の代表者等で構成する組織
- 地区を代表し、景観形成の目標や方針など必要な事項を検討する組織
- 地区の景観形成の為に必要となる事業を実施する組織

## (3) 地区における景観形成の計画づくり

景観形成推進協議会は、良好な景観形成を推進する地区の範囲と、景観形成の目標や方針等について、「地区景観形成計画（案）」として作成します。

「地区景観形成計画（案）」は、作成段階において当該地区の関係住民や関係する公共施設管理者の意見を聞き、まとめるものとします。

### 地区景観形成計画に定める事項

#### 必須事項

- 景観形成推進地区の名称
  - 景観形成推進地区の区域
  - 良好な景観の形成に関する方針
  - 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- #### 良好な景観形成のために必要と認める事項
- 建築物、工作物、屋外広告物などの景観形成の方針
  - 景観重要建造物・樹木の指定に関する事項
  - 景観重要公共施設の指定に関する事項
  - その他景観形成の為に必要となる事項

## (4) 地区景観形成計画の策定と景観形成推進地区の指定

景観形成推進協議会により作成された「地区景観形成計画（案）」は、景観審議会等、専門家の意見を聞き、「地区景観形成計画」として決定します。また、「地区景観形成計画」が策定された地区を、「景観形成推進地区」として指定します。

### 景観形成推進地区の指定の要件

- 景観形成のための地元組織が設立された地区（景観形成推進協議会）
- 良好な景観形成のための目標や方針等について、地元住民等の意向が認められる地区



## 松戸市景観計画



発行 —— 松戸市 都市整備本部 都市緑花担当部 都市計画課  
〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5  
TEL.047-366-7372 (直通)

発行年月 —— 平成23年3月